一部損壊　（住家の罹災判定）

令和８年10月20日現在
申請したら □ にチェック！

□ 被災者生活再建支援金（町）

復興推進課：☎ 52-0934

5万円（単身：3.75万円）

基礎支援金 ・・・ 5万円（単身：3.75万円）
加算支援金 ・・・ なし
申請期限　令和10年1月31日　まで

□ 住宅等復旧支援事業補助金

復興推進課　住宅整備室：☎ 52-3680

最大34.3万円

震災により被災した住家の屋根やドア等の開口部など、日常生活に必要な部分にかかる応急的な工事にかかる費用の一部を補助します。
申請には印鑑が必要です。（認印可）

対象範囲　①屋根・基礎・柱・外壁・床 など　②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線　④ドア等の開口部　など
※対象範囲は応急修理制度と同様です。

対象外の例：犬走りの修繕、テラスの修繕、下地が壊れていない壁紙の張替え　など

申請期限：現在、期限は定めていません。

【注意】・非住家（納屋や蔵、別荘など）は補助の対象外です。
また、「町外で生活しているが、実家が穴水町にある」というような場合でも、同様に対象外となります。
・同一住宅（一戸）に2世帯以上が居住している場合、補助額は1世帯当たりの額以内となります。

□ 転居費用助成事業

復興推進課：☎ 52-0934

10万円
（1世帯）

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

対象世帯　①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、
供与期間中に退去した者（供与期間が延長になった場合は、
延長期間内に退去した者）

【注意】・1世帯につき、1回に限り申請可能です。
ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、
1つの世帯とみなします。

一部損壊　（住家の罹災判定）

令和８年10月20日現在
申請したら □ にチェック！

□ 民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課：☎ 52-0934

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

20万円
（1世帯）

対象世帯　①長期避難世帯として認定されている者
②応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、供与期間中に退去した者（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した者）

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

□ 石川県義援金（住家被害）

会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

16万円

第一次配分：なし　第二次配分：3万円　第三次配分：7万円
第五次配分：6万円

□ 穴水町義援金（住家被害）

会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

1万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

第一次配分：なし　**第三次配分：1万円**